

農業委員会から重要なお知らせ

令和5年4月1日から、「人・農地」に関する制度が変わります。その一部について情報提供します。

農地等の権利取得に係る下限面積要件が廃止されます

農業者の減少、高齢化が加速する中であって、経営規模の大小にかかわらず、意欲を持った新規参入者を地域内外から取り込み、農地等の利用を促進する観点から、**令和5年4月1日より農地等の権利取得に係る下限面積要件が廃止**されます。ただし、権利の取得に際しては、**全部効率要件と地域調和要件を満たしている必要**があります。

詳しくは、お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員、もしくは農業委員会事務局にお問い合わせください。

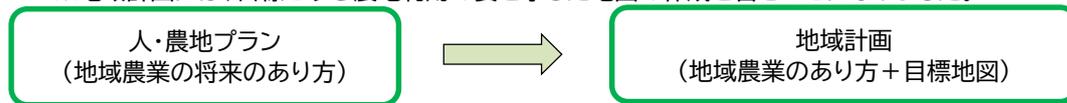
問い合わせ

農業委員会事務局 ☎077-528-2680

人・農地プランから地域計画へ

高齢化や人口減少の本格化により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されています。このことから、①人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、②それを実現すべく、地域内外から受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めるため、農業経営基盤強化促進法等が改正され、令和5年4月1日から施行されます。

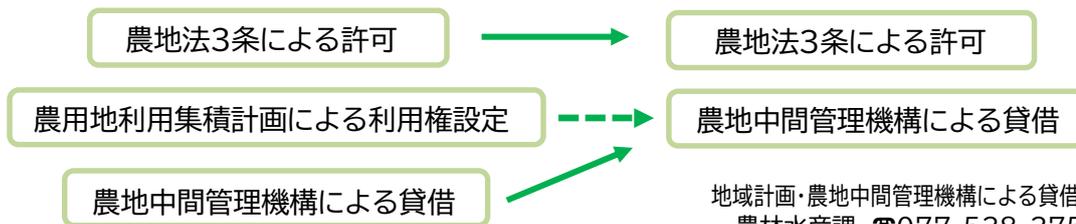
※地域計画には、目標とする農地利用の姿を示した地図の作成を含むことになりました。



これまで地域のみなさんの努力で守り続けてきた農地を次の世代に着実に引き継いでいくため、幅広い意見を取り入れながら、地域の関係者が一体となって話し合いを進めましょう。

令和5年度以降、お持ちの農地について意向把握などのアンケート調査を実施する場合があります。地域によっては、農業委員、農地利用最適化推進委員からの聞き取りを行う場合がありますので、ご協力をお願いします。

また、令和5年度以降、農用地利用集積計画による利用権設定がなくなり、農地中間管理機構による貸借に一本化されます。農地中間管理機構のマッチング機能は廃止され、地域計画に基づく貸借になります。



地域計画・農地中間管理機構による貸借に関する問い合わせ
農林水産課 ☎077-528-2757
農地のアンケート調査に関する問い合わせ
農業委員会事務局 ☎077-528-2680

※地域計画が未策定の地域は、経過措置として基盤法による利用権設定が令和7年3月末日まで可能

みどりのこだま編集部

委員長 横山 成治

委員 安井 善次

上坂 雅彦
松尾 比古敏

読者の皆様のご感想を
お聞かせください。



編集後記

改正基盤法で地域計画が法定化され、目標地図の作成が義務化されました。

一方で、農業者の高齢化、不在地主の増加、担い手がいけないなど、話し合いが難しい集落も多いかもしれません。

しかし、かけがえのない農地を、大津市の農業を守っていくためにも、早急にそれぞれが自身の問題として、考えていく必要があるのは間違いありません。

みなで、できることから進めていきましょう。

(Y・Y)